

第九号議案

江戸川区行政手続条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区行政手続条例の一部を改正する条例

江戸川区行政手続条例（平成七年三月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条 第三十四条）」を

「第四章 行政指導（第三十条 第三十四条の二）」に改める。

第四章の二 処分等の求め（第三十四条の三）」

に改める。

第三条第一項第一号中「する東京都条例」の下に「（以下「東京都条例」という。）」を加え、同項第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第二項中

「第三十二条」の下に「及び第三十三条第二項」を加え、「同項第三号」を「前項第三号」に改める。

第四条中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第一号口中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第

二項第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第三項、第二十二條第三項並びに第二十八条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三十三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をす

る権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十四条の二 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(東京都条例を含む。以下この条及び次条において同じ。))に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をされた区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を執ることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならぬ。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を執らなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第三十四条の三 何人も、次に掲げる処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

一 条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）

二 法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしな

ければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令又は条例等に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は区の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(江戸川区特別区税条例の一部改正)

2 江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第三十三條第三項」を「第三十三條第四項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

(説明)

行政手続法(平成五年法律第八十八号)の改正に伴い、処分及び行政指導に関する手続について、行政指導の方式、行政指導の中止等を求める制度及び処分等を求める制度を設けるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。